


第 5340 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 10月 30日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二） 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB： http://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

⇩ 青色申告の取り消し

Q：青色申告は、取り消されることがあると聞きましたが、どのような場合に取り消されるのですか？

A：次の場合に取り消されます。

【解説】

青色申告には、数々のメリットがあり、その恩典を受けるには「青色申告の承認申請書」を提出して承認を受けなければなりません。

しかしながら、青色申告は一旦承認された後でも、次のいずれか一つに該当する事実があるときは、税務署長は、その事実がある事業年度までさかのぼって、承認を取り消すことができることとされていますので、注意してください。

- ① その事業年度に係る帳簿の備付け、記録又は保存が法令で定めるところにしたがって行われていない場合
 - ② その事業年度に係る帳簿書類について税務署長の必要な指示に従わなかった場合
 - ③ その事業年度に係る取引の全部又は一部を隠ぺいし又は偽装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合
 - ④ 確定申告の規定による申告書とその提出期限までに提出しなかった場合
- なお、青色申告の取消しがされたときは、その通知を受けた日以後1年以内は青色申告の承認申請書を提出しても承認されないことになっています。

